

2011年度東京都予算編成に対する重点要望

2010年11月29日

日本共産党東京都議会議員団

【雇用対策の抜本的な強化】

1. 全庁横断的な「雇用対策本部」を設置し、雇用・就労対策を深刻化する雇用情勢に見合ったものに抜本的に強化すること。
2. 就職活動中の大学・高校生のための合同就職相談会や企業への採用枠拡大の要請、中小企業団体が開催する就職相談会に助成するなど就職対策を抜本的に強化すること。学校、学生が行う就職活動、就職面接会などに支援すること。都としても、就活支援、就職面接会を各地で開催するなど拡充すること。就職できなかった新卒者にたいして、仕事が見つかるまで無償で公共職業訓練を実施すること。
3. 都として雇用創出をはかるために、認可保育所、特別養護老人ホームなどの整備を促進することによって、待機者（児）は入所でき、保護者は働け、建設関連業者、商店街なども同時に潤う、一石四鳥の福祉充実・雇用創出セット事業を立ち上げること。
4. 都として正規職員の採用を拡大すること。また、臨時職員については時給1000円以上にするとともに交通費を別途支給すること。2カ月以内としている任用期間を6ヶ月以内へと改善すること。社会保険に加入できるようにすること。
5. 最低賃金を時給1000円以上に改善するよう、国に求めるとともに、都として時給1000円以上とする「東京ルール」をつくるなど推進策を実施すること。低価格入札による中小企業や現場労働者へのしわよせや、委託事業の水準に低下を招くことがないように、公契約条例を制定すること。
6. 緊急雇用対策事業については、正規雇用につながるようにすること。雇用目標の到達状況が随時わかるようにすること。雇用期間の基本を少なくとも一年に延長すること。業者委託一本槍でなく、都が直接雇用すること。各局がバラバラに雇うのではなく統一的に対応するセンターをつくるなどの仕組みにすること。
7. 技術専門校の職業訓練の授業料を無料に戻すとともに、武蔵野校、亀戸校は存続すること。施設内訓練の定員拡大、訓練科目、校内の機器の充実などをおこない、公

共職業訓練を中心に拡充すること。

8. 深刻な経済、雇用情勢をふまえ、国、区市町村と協力し、主要駅、繁華街などにおいて、住まい、雇用、生活の一体的支援のため、常設のワンストップの相談窓口を開設すること。住宅喪失者に対し、都営住宅、公社一般賃貸住宅などの公共住宅の一時利用を認めること。民間住宅の借り上げ、家賃助成を実施するとともに、住居を喪失した離職者に住宅手当を支給すること。保証人がいなくても民間住宅の賃貸契約ができるよう支援すること。

【生活支援、福祉を支える基盤の充実】

9. 国民健康保険の保険料（税）の値上げを抑え、引き下げることができるよう、区市町村への補助を拡充すること。保険料と医療費負担の減免制度を拡充すること。建設国保組合への都費補助は、医療費・経費の自然増分をふくめ現行水準を維持すること。
10. 福祉・介護人材の確保・定着支援のため、特別養護老人ホーム、障害者施設、私立保育園などへの人件費補助を実施・拡充すること。民間社会福祉施設サービス推進費補助は、経験年数加算を再開するなど拡充すること。
11. 宿所提供施設などの生活保護施設、公設の無料低額宿泊所、緊急一時保護センター、自立支援センターを増設すること。無料低額診療事業を実施する医療機関および老人保健施設を増やすこと。
12. 生活安定化総合対策事業の対象要件を緩和し、全面的に拡充すること。「T O K Y O チャレンジネット」の相談窓口を都内複数力所に増やし、制度や窓口のことを広く知らせるとともに、相談体制を拡充すること。また、「就職チャレンジ支援事業」を継続・拡充し、生活困窮者への訓練手当、求職者への公共職業訓練、再就職支援を拡充すること。

【熱中症に対する総合対策の実施】

13. 都内の地域ごとの熱中症予測情報を区市町村や都民に通知し、注意をよびかける「熱中症警戒システム」を都として実施し、危険度が高い地域に注意報や警報を発令すること。また、危険度に応じた行政、学校、施設、関係団体等の対応指針をつくり周知すること。

14. 熱中症の危険度を表示できる「携帯用熱中症計」やクールスカーフ、スポーツ飲料などを、ひとり暮らし高齢者等に配布するとともに、熱中症予防についての知識の普及・啓発を強化すること。また、都の施設を「熱中症シェルター」として、都民に開放すること。
15. 高齢者世帯や低所得者にたいし、クーラー設置、夏季電気代への助成をおこなうこと。生活保護世帯にたいするクーラー設置を促進するとともに、都独自に夏季電気代加算を実施すること。

【高齢者の医療・福祉・介護の充実】

16. 75歳以上の医療費を無料化すること。65～74歳についても医療費助成を実施し、段階的に無料化をすすめること。高齢者の入院費用への助成を実施すること。療養病床を維持継続し増やすことができるよう、運営費補助などの支援を行うこと。
17. 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止するとともに、70～74歳の窓口負担を2割に上げないよう国に求めること。保険料を引き下げするため、広域連合に財政支援をすること。
18. シルバーパスは、所得に応じて3千円などのパスを発行すること。多摩モノレールに適用するとともに、税制改定により住民税課税となった人は千円にすえおく措置を、新規申請の人もふくめ継続すること。
19. 介護保険料・利用料の減免制度をつくるなど、負担軽減をはかること。区分支給限度額をこえても必要な訪問看護などを利用できるよう、負担軽減をはじめとした支援を実施すること。在宅介護支援のため、重度の要介護高齢者への介護手当を実施すること。生活支援ヘルパー派遣など区市町村の独自事業に財政支援すること。
20. 特別養護老人ホーム、老人保健施設の増設を促進し、施設整備費と運営費への補助を拡充すること。特別養護老人ホームの整備促進のため用地費助成を復活すること。また、個室利用料助成を実施するなど、低所得者が入ることができる支援策を実施すること。デイサービス施設での宿泊事業について実態調査を行うこと。
21. 医療・介護ケア付きで低家賃の高齢者住宅、多様なサービスを併設した高齢者優良賃貸住宅、シルバーピアなどの整備を促進すること。地域密着の小規模多機能施設や生活支援ハウス、認知症高齢者グループホームなどの整備を促進すること。

22. 身近な地域における見守り支援の拠点の整備を拡大するとともに、集合住宅等へのL S A (生活援助員)の配置をすすめるなど、高齢者への見守り支援、孤立の防止、孤独死ゼロにむけた総合的対策を実施すること。また、高齢者虐待防止対策を拡充すること。
23. すべての二次医療圏に認知症疾患医療センターを設置し、専門医による早期発見、専門医療相談、標準的な治療の普及、身体合併症への対応、認知症にかかわる人材育成、困難事例検討などを行うとともに、医療と介護が連携した地域支援体制づくりをすすめること。

【少子化克服にむけた総合対策の推進】

24. 経済的支援、保育、医療、教育、雇用など、総合的な少子化克服対策を実施すること。
25. 小中学生の医療費助成は、外来200円の負担をなくし、通院についても無料化すること。乳幼児医療費助成をふくめ所得制限はなくすること。子ども医療費助成は18歳まで拡大すること。
26. 出産育児一時金を都独自に増額するとともに、妊婦健診への補助を継続・拡充し、自己負担無料化を実現すること。出産祝い金の創設、育児用品購入費への支援、出産・育児支援の都営交通無料パスを実施すること。3人乗り自転車の購入費等への財政支援を行うこと。
27. 待機児解消にむけ認可保育所の大幅な増設をすすめること。そのため用地費助成を創設するとともに、都有地貸与制度を拡充し、活用促進すること。また、区市町村有地活用への支援、施設整備費補助の拡充などを実施すること。運営費への支援を拡充し、質の高い保育の確保をすすめること。公立保育園の新設や増改築にたいする整備費補助、および運営費補助を実施すること。
28. 認可保育所、認証保育所とも営利企業の参入を中止すること。認証保育所については、運営費の使途基準を明確にするとともに株式配当などに使うことを禁止し、認証審査・指導検査および職員配置や面積などの設置運営基準を改善・強化すること。
29. 学童保育の増設を推進し、待機児解消と大規模化の解消をはかること。学童保育の時間延長、対象学年の拡大、土曜保育、障害児の受け入れを促進すること。

30. 児童相談所の児童福祉司、児童心理司を大幅に増やし、夜間、休日を含め365日24時間対応できる体制を整備すること。また、一時保護所を増設し、定員枠を大幅に拡大すること。休止している墨田一時保護所を再開すること。
31. 先駆型子ども家庭支援センターへの虐待対策ワーカーの増配置、虐待対策コーディネーターの配置をすすめるため財政支援を行い、区市町村の虐待対応力を強化すること。虐待対策ワーカー、コーディネーターの児童相談所での長期研修を実施すること。「児童虐待防止白書（仮称）」を発行すること。
32. 治療的・専門的ケアが実施できる専門機能強化型児童養護施設をふやし、都立施設も対象にすること。乳児院で被虐待児などの小規模グループケアを促進するため、個別ケア職員の配置を支援すること。里親支援機関をすべての児童相談所に設置するとともに、職員体制を拡充し、養育家庭を総合的に支援する体制を強化すること
33. 産後の宿泊ケアやデイケアなどを実施する区市町村を支援する子育てスタート事業を本格実施するとともに、育児支援ヘルパー派遣への補助を実施すること。病児・病後児保育、一時保育、子ども家庭支援センターなどを拡充すること。
34. 中小企業が取り組む仕事と育児の両立支援に対する助成を拡充し、父親の育休取得支援を助成対象にすること。また融資、公契約における優遇を実施すること。
35. ひとり親家庭の医療費助成、児童育成手当を拡充すること。資格取得の学費補助など就労支援を拡充すること。父子家庭にたいする支援を拡充すること。

【医療体制の充実】

36. NICUの整備目標320床の早期達成にむけ、増設を促進すること。とくに不足が著しい多摩地域の整備目標を明確にし、二次医療圏ごとに整備すること。周産期母子医療センターへの運営費補助を大幅に増額・拡充するとともに、新生児科医師の処遇改善への支援を実施すること。
37. NICUやGCUに長期入院している小児等の在宅生活への移行を促進する中間病床として、在宅移行支援病床設置をすすめるため、運営費への補助を行うこと。また、退院後の在宅医療における定期的医学管理や保護者のレスパイトケアを行う日中一時支援事業を実施すること。
38. 産科医の育成支援、および産科の診療所・助産所の開設促進補助を実施すること。

助産師の養成人数を増やすとともに、院内助産所・助産師外来の実施をひろげるため支援を継続・拡充すること。都立病院で院内助産所・助産師外来を実施すること。

39. 小児休日・全夜間診療事業は、60カ所の整備目標を早期に実現すること。救急患者の受け入れ数に応じた加算を実施するなど拡充すること。区市町村が実施する小児初期救急医療にたいする補助を拡充し、全区市町村で実施するとともに、時間延長や病院での実施を支援すること。3次救急に対応する小児救命救急センター、こども救命センターの整備をすすめるとともに、運営費への補助を行うこと。
40. 救急医療の充実にむけ、救急車の台数と救急隊員を増やすとともに、ドクターカー、ドクターヘリの活用をひろげること。休日全夜間診療事業を実施する救急医療機関、および救命救急センターを増やすこと。地域救急医療センターにたいする補助を拡充し、調整困難者の受け入れ、救急患者の退院コーディネーター配置への支援などを実施すること。
41. 医師養成奨学金を拡充し、対象人数を大幅に増やすこと。また、都職員として採用した医師を公立病院などに派遣する地域医療支援ドクター制度を拡充するとともに、女性医師など離職医師の復職を支援するドクター・バンクを創設するなど、医師確保対策を拡充・強化すること。
42. 看護師確保の目標を大幅に引き上げるとともに、廃止した都立看護専門学校の再開または新設するなど定員を増やし、看護師養成を拡充・強化すること。院内保育所を増やし、24時間化や病児・病後児保育の実施を支援すること。
43. 八王子小児病院の再開をはじめ、多摩地域の小児医療、周産期医療、障害児医療を拡充すること。梅ヶ丘病院を再開するとともに、小児総合医療センター、大塚病院をはじめ東京全体の児童精神科医療を拡充すること。
44. 都立病院は直営を堅持し、拡充すること。地方独立行政法人化や、医療周辺業務を民営化するPFI導入は中止すること。都立病院、公社病院の医師、看護師を大幅にふやし、待遇改善を推進すること。多摩・島しょの公立病院、診療所への支援を拡充すること。
45. 「がん対策推進条例」を制定し、総合的ながん対策を推進すること。がん検診、がん治療費を無料にすること。地域におけるがん診療体制の強化、在宅緩和ケアへの支援、緩和ケア病棟（ホスピス）の整備、専門医の育成、がん患者の相談支援体制整備、がんの発症実態を把握する「地域がん登録」などをすすめること。

46. 子宮頸がん、ヒブ（細菌性髄膜炎）、小児用肺炎球菌、インフルエンザなどのワクチン接種への補助を拡充し、無料化を推進すること。新型インフルエンザ対策を強化し、感染症指定病床を増やすとともに、感染症専門医などの人材育成を推進すること。保健所の健康危機管理担当医師等の欠員をすみやかに補充すること。安全なワクチン接種体制整備をすすめるとともに、ワクチン接種費用を無料化すること。

【障害者・難病患者への支援の充実】

47. 障害者自立支援法をすみやかに廃止し、総合的な障害者福祉法を確立するよう国に求めること。住民税非課税の障害者の利用者負担は、都独自に無料化するとともに、施設運営にたいする支援を継続・拡充すること。
48. 障害者の医療費助成、福祉手当、重度手当を拡充し、高齢者の新規申請を再開すること。精神障害者にたいする福祉手当を実施すること。
49. グループホームなど障害者施設整備促進の助成、および用地取得費貸付を継続・拡充すること。障害者施設にたいするサービス推進費補助の「再構築」は運営費が減額となる施設が生じないように再検討すること。精神障害者施設を補助の対象にすること。
50. チャレンジ雇用の拡大、障害者を雇用する中小企業への助成、優先発注の実施など、障害者の雇用拡大をすすめるとともに、障害別の就労支援・雇用確保計画をつくること。都庁でのチャレンジ雇用は、すべての障害に対象範囲をひろげ、対象者を大幅にふやすとともに、試用期間の延長や、正規雇用につなげるなど拡充すること。
51. 授産施設や小規模作業所の新たな仕事の開拓、製品の開発、販路拡大、共同受注などを支援し、工賃アップを推進すること。自主製品の展示即売会、発注・受注相談会などを実施すること。
52. 内部障害者更生施設・清瀬園を存続・拡充し、身体障害者手帳をもっていない難病患者等も利用できるようにするとともに、新たな訓練コースを設置すること。
53. 広域的・専門的な都独自の手話通訳派遣事業、広域的利用及び個人だけでなく集まりの場の主催者が利用できる都独自の要約筆記者派遣事業を再開・新設すること。
54. 盲ろう者への通訳・介助者派遣時間を大幅に増やすこと。また、通訳・介助者養成

事業を拡充するとともに、盲ろう者支援センターの職員体制を充実できるよう財政支援をおこなうこと。盲ろう者むけのグループホーム整備事業を創設すること。

55. 精神疾患を、がん、循環器疾患とならぶ三大疾患のひとつと位置づけ、施策を抜本的に拡充すること。医師、精神保健福祉士など多職種による早期支援、危機介入などの「訪問支援（アウトリーチ）チーム」を保健所や医療機関等に設置して、地域生活を続けることができるよう当事者と家族を支援すること。中部、多摩精神保健福祉センターの地域生活移行支援の宿泊施設ホステルと病室の廃止は中止し継続すること。
56. 重症心身障害児に対応できる訪問看護師育成など在宅療養支援事業を実施すること。重症心身障害児施設の看護師の緊急確保事業を拡充し、職場環境改善をすすめること。また、入所施設、通所事業を計画的に増やすとともに、ショートステイの大幅増床を推進すること。
57. 難病医療費助成の対象疾病を拡充し、骨髄異形成症候群や線維筋痛症などを加えること。難病相談・支援センターは、相談支援員、ピア相談員を増やすなど拡充し、難病患者の就労支援を強化すること。慢性腎臓病対策を実施すること。
58. 区市町村が実施するコミュニティバス事業への財政支援を拡充し、運行地域・路線をふやすこと。都内全駅へのホーム柵、エレベーター、エスカレーター設置を推進し、超低床バスを増やすこと。都と事業者などによる「ユニバーサルデザイン推進協議会」を設置すること。

【住まいの保障】

59. 都営住宅の総戸数抑制政策をあらため、新規建設を再開すること。また、民間住宅を都営住宅として借り上げること、都営住宅の長期の空き室を放置せず公募にかけることなどにより、都民の都営住宅入居を求める願いにこたえること。若年ファミリー世帯の入居条件を緩和するなどソーシャルミックスをすすめること。
60. 単身用住宅の面積の拡大、配置の改善、3DK、4DKなど若年ファミリー世帯や3世代ファミリー世帯向け住宅の拡充をはかること。すべての都営住宅へのエレベーター設置が可能となるよう基準を緩和するなど、エレベーター設置を促進すること。
61. 都営住宅の使用承継は一親等にもどすこと。公社一般賃貸住宅の家賃は近傍同種ではなく、応能を基本とした制度に改めるとともに、生活困窮者のための減額制度を

つくること。

62. 民間賃貸住宅に暮らす低所得の若者をはじめ、低所得者や高齢者、子育て世帯への家賃助成制度を創設すること。また、都営住宅の入居資格があり、応募しても落選し、入れない人への家賃助成を実施すること。
63. マンションを長持ちさせるため、管理や建て替え・改修アドバイザーの派遣、劣化診断にたいして都として助成をおこなうこと。また、修繕への利子補給制度を拡充するとともに、助成制度をつくること。建て替えを支援する制度を拡充すること。

【中小企業の振興】

64. 大手商社、大手荷主、元請けなどの大企業が、円高の影響を一方的に中小企業に押し付けまいよう、厳重に取り締まるとともに、公正な取引価格を実現するよう要請すること。
65. 中小企業対策予算を、制度融資の原資などを除き、少なくとも一般会計の5%の水準に引き上げること。また、中小企業振興条例を制定するとともに、製造業、建設業など分野別、業種別の振興プランを策定し、振興をはかること。
66. 大企業の抛出により中小製造業者の休業補償を実施するとともに、貸し工場家賃、リース代など、固定費負担の軽減のための直接支援をおこなうこと。また、雇用継続と技術保全のため中小企業雇用調整助成金制度をたちあげること。製品開発や生産性、売り上げの向上などを計画している中小業者に対して、中小企業診断士などが認定し、資金の助成、専門家の派遣、低利融資など支援すること。
67. 都内製造業の活性化のため、ボトムアップ方式で振興計画を策定すること。既存の集積地域に加えて集積が期待される地域や、地域横断的な産業クラスターなども視野に入れた新たな工業集積地域支援事業を立ち上げること。優れた技術やノウハウを存続させるため、都として委託研究を行う制度を創設し、新技術や新製品に結実させ、さらに販売に結びつけること。
68. 預託金を減らさず、返済期間10年、3年据置、超低利の融資を拡充すること。また、区市町村がおこなう無利子や長期据置の融資に対して、財政支援をおこなうこと。
69. 「買い物困難者」についての実態を把握する調査を実施するとともに、都として「買

い物困難者」支援事業を創設し、商店街、区市町村、NPOなどによる取り組みへの財政支援を行うこと。

70. 「新・元気を出せ商店街事業」は大幅に増額し、対象事業・適用範囲を広げ、希望するすべての商店街が利用できるようにすること。複数回利用や補助率の引き上げ、年度をまたいでの利用など、商店街の要望に応えること。また、財政力の弱い商店街の経費負担の軽減を図ること。
71. 地球温暖化対策に取り組む商店街を支援すること。商店街街路灯のLED化などのエコ・省エネ化対策や、電気代、維持経費に補助すること。また、商店街が維持・管理できなくなった街路灯については、都として対策を講じること。
72. 建設業を産業政策の柱として位置づける振興プランを策定するとともに、建設労働者の仕事確保と経営安定のため住宅リフォーム制度の創設など、緊急経済対策を講じること。

【農林漁業の振興】

73. 食糧自給率向上のため、農林水産業の再生に全力をあげる。農産物の価格補償品目を拡充すること。生産緑地について追加指定の推進、区市町村が買い取る場合への支援、農業用施設用地や屋敷林への宅地並課税などの改善をすること。

【少人数学級実現、ゆきとどいた教育のために】

74. 国に対し、来年度から小学校1、2年生の35人学級を実施するよう求めること。また都として30人学級の早期実現をめざし、少人数学級の対象学年の拡大と学級規模の縮小をはかること。
75. 遅れている多摩地域の小中学校の普通教室のクーラー設置への財政支援をただちに行うこと。特別支援学校全校を対象に、特別教室・体育館などの冷房化を行なうこと。
76. 国に対し、私立高校の授業料無償化に踏み出すよう求めること。都として、私立高校等に通う生徒に対する都の授業料補助を拡充し、少なくとも低所得者世帯の高校生は、授業料に加え入学金・施設費などもあわせて無償となるようにすること。他の階層も公私格差をなくす立場で補助を充実すること。

77. 高校生向けの給付制奨学金制度を創設するとともに、小中学校の就学援助が拡充できるよう、区市町村に財政的支援を行うこと。
78. 全日制高校の計画進学率を引き上げ、希望するすべての生徒の進学を保障できる高校就学計画を策定すること。定時制高校の募集再開や新設、学級増を行い、募集を増やすこと。
79. 教員の長時間・過密労働を改善し、教員の増員に努めること。また、期限付き任用はやめ、教員定数は正規採用で配置すること。栄養士の欠員はただちに補充し、栄養教諭の任用を拡大すること。
80. 都立高校の学校図書館の専任司書の定数削減を行わないこと。全定併置校には2名の配置とし、民間委託は行わないこと。
81. 養護教諭の複数配置、スクールカウンセラーの小中学校、高校への全校配置、中学校も含めて相談日数を増やすなど、心のケア対策、いじめ・不登校対策を強化すること。また、小中高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置すること。
82. 特別支援教育推進計画第3次実施計画を保護者や関係者、都民の声を反映させ抜本的に見直すこと。また特別支援学校を増設し、教室不足やスクールバスの長時間乗車を解決すること。重度重複学級を実態に応じて増設すること。寄宿舍は教育的理由や家庭事情による入舎を認めること。江戸川特別支援学校の寄宿舍は廃止しないこと。
83. 外部人材の導入による自立活動担当教諭の削減と、導入校の拡大は行わないこと。特別支援教育コーディネーターは専任配置とすること。
84. 特別支援学級は設置校を増やすとともに、児童・生徒の増加に見合った学級増設をおこない、教員配置を充実すること。
85. 区市町村立学校の耐震診断・補強助成をI s値0.3以上の施設についても拡充し、早期にすべての学校施設の耐震補強を実現すること。また老朽校舎の改築、改修への補助制度を創設すること。
86. 私立学校経常費補助は標準的運営費の2分の1補助方式を堅持し、増額すること。私立高等学校等就学支援金の申請にかかる事務費の増額を国に求めるとともに、都として学校への補助制度を新設すること。

87. 私立特別支援学校等経常費補助の補助単価を大幅に増額すること。また、軽度発達障害を含め、障害児が在籍している学校に補助を行うこと。
88. 私立幼稚園児保護者負担軽減補助の所得制限を緩和し、補助単価を増額すること。国の制度変更に伴う都の私立幼稚園等就園奨励特別補助の激変緩和措置を、国が制度改善するまで継続すること。私立幼稚園教育振興事業費補助を拡充すること。
89. 私立学校の老朽校舎の改築・改修及び施設整備に関する補助を増額し、対象の拡大を行なうこと。また、耐震診断・補強・改築への補助率を引き上げ早期に終了させること。工事の際の代替用地として所有地を提供すること。

【文化・スポーツの振興】

90. 芸術文化関係者の創作活動を支援するとともに、全ての都民が芸術・文化を楽しみ、創造活動に参加できるようにする立場から、文化行政のあり方について、都民参加で検討すること。また、都立施設の入場料、利用料を抑制するとともに、都民団体の会場使用については低料金にするなど、都民の文化・スポーツ活動を支援すること。
91. 東京都美術館及び東京都芸術劇場の改修にあたっては、利用者、利用団体の意見を汲み上げ、公正公平を期すとともにバリアフリー化を徹底すること。
92. 都民や自主的なスポーツ団体が行なうスポーツ活動、クラブの育成、スポーツ大会開催などへの助成、スポーツ行事への支援などスポーツ予算を拡充すること。
93. スポーツ祭東京2013（国民体育大会、障害者スポーツ大会）の開催にむけ、予算と体制を拡充すること。区市町村施設の改修に対する補助制度等の充実、各競技運営経費への財政支援、区市町村や関係団体等が実施する事前事業や関連事業などへの財政支援を行うこと。
94. 老朽化した都立スポーツ施設の改修・改築予算を抜本的に増やし、利用者の意見を反映させて進めること。また、身近なところにスポーツ施設、設備を整備すること。

【消費者行政の充実】

95. 東京都消費生活総合センターを消費者行政と消費者運動の拠点として位置づけ機能

の充実をはかること。また、多摩地域の相談体制を充実させると同時に、消費生活相談員の専門性を正当に評価し、5年で雇い止めの制度の廃止など、待遇改善と雇用の安定を行うこと。

【築地市場の豊洲移転強行は断念し、現在地再整備の実現を】

96. 食の安心・安全が最優先される築地中央卸売市場を土壌汚染が深刻な東京ガス工場跡地（江東区豊洲）へ移転することを断念し、用地購入、土壌汚染対策の設計・工事、豊洲新市場の設計・建設はおこなわないこと。豊洲移転にかかわるすべての情報を公開し、汚染対策については、環境学会など専門家の検証にゆだねること。
97. 都の一般会計負担を含めた財源投入、大型量販店対応型整備など過大な施設計画を是正する設計変更などにより、過大な業者負担をおさえ、都の責任で一日も早く、業者も合意できる、より良い現在地再整備案をつくること。
98. 築地市場の耐震補強、老朽化対策を直ちに行うこと。
99. 仲卸業者など中小零細業者の経営支援を行ない、市場機能の維持・拡大に努めること。

【環境にやさしく、持続可能な都市づくりに転換】

100. 地球温暖化防止、ヒートアイランド現象対策のため、大型開発を抑制し、緑の確保に努めること。二酸化炭素削減目標を1990年を基準にして引き上げること。太陽光発電への補助を継続するとともに、中小企業の削減対策への支援を拡充すること。一定規模以上の地域開発に対して地球環境保全の立場からの計画策定を義務づけ、必要な指導を行うこと。
101. 3環状道路と大型開発優先の「10年後の東京」を抜本的に見直すこと。外郭環状道路およびその2道路計画は中止すること。人口減少時代を迎えるもとの、道路、橋梁、公共施設などのインフラ整備は維持・更新中心に切りかえること。
102. 都民の足となるコミュニティバス整備を促進すること。バス専用レーンやバス優先信号帯の設置、交通不便地域での都営バス路線設置など公共交通優先の交通政策を確立すること。
103. 自動車の二酸化炭素の排出量規制を環境確保条例に盛り込み、対策を講じること。

自動車総量規制に踏みだすとともに、自動車から鉄道系へのモーダルシフト、都心への乗り入れ抑制のためのロードプライシング、パークアンドライドに取り組むこと。自転車を利用する都市型コミュニティサイクルの整備などへの支援を行い、環境にやさしい自転車の利用を促進すること。

104. 市街地での緑地や里山を保全するため、緑地保全地域の拡充や里山の指定を積極的に行い、公有化を推進すること。稲城市南山開発は中止すること。都市計画公園の整備目標を大幅に引き上げ、公園整備を推進すること。林業が産業として成り立つよう林業の振興と森林保全対策を抜本的に強めること。

【都市型災害から都民の生命と財産を守る】

105. 木造住宅密集地域の指定を拡大するとともに、公共用地による防災公園や建替促進住宅のための種地確保、共同建て替え助成など、都が積極的な役割を果たすこと。木造住宅への耐震診断・改修助成は、都内全域を対象とし、部分改修へも助成を可能とするなど要件を緩和し、助成額の上限引き上げなど抜本的に拡充すること。また、マンションの耐震補強工事補助の拡充と耐震相談体制支援を行うこと。
106. 国、区市町村、民間と連携し、総合治水対策を本格的に推進すること。都市型水害防止のため、大型開発を抑制するとともに、開発者負担による治水対策を制度化すること。また、雨水浸透ますの設置支援、調節地、雨水浸透型舗装、地下貯水管の増設など雨水抑制対策を抜本的に強めること。
107. 消防力配備の基準を、東京の都市状況に見合うように改め、不足している消防車の台数をただちに増強すること。ハイパーレスキュー隊の増強をすすめること。23区消防団分団本部施設の設置、拡充を急ぐとともに、多摩地域の消防団の待遇改善のため市町村に対する補助制度を創設すること。

【多摩・島しょの振興のために】

108. 区部と多摩の住民サービスの格差解消に取り組み、多摩振興をより実効性あるものとするための財政措置を行うこと。
109. 年々厳しさを増す市町村財政を補完し、市町村の行政水準を維持していく上で極めて重要な財源となっている、市町村総合交付金を大幅に増額し、配分に当たっては市町村の自主性、特殊性を尊重すること。

110. 島しょ振興のため、島しょ振興公社に対する貸付金の増額や市町村総合交付金の増額を行うこと。島しょ貨物運賃補助について、野菜・果物に加え一般食品、特産品、石油・ガソリン等補助対象品目を拡大すること。また、全国離島の中でも割高なガソリン価格については実効ある値下げ対策を実行すること。

【都民のための行財政改革】

111. オリンピック東京招致を目的とした4000億円の基金は、計画的にとりくずし、くらし、福祉、教育、中小企業対策など都民施策の拡充をすすめること。
112. 都民サービスを担う都正規職員を増やし、職員給与の引き下げはやめること。非正規職員の処遇改善をはかること。
113. 都立施設や都事業の廃止、民間委託、PFI導入推進をあらため、都直営や都事業の継続拡充をはかること。
114. 中小企業に役立たない新銀行東京は中止し、ただちに破たん処理に踏み出すこと。
115. ハツ場ダム計画は中止し水源負担金の投入は行わないこと。国直轄事業負担金や中央環状線、外環道路などへの税金投入を中止すること。

【平和な日本と東京のために】

116. 横田基地をはじめ都内の米軍基地の早期全面返還に努めること。「米軍再編」にもとづく横田基地の機能強化および自衛隊との共用および軍民共用化はやめさせること。

以 上